

福祉施設等におけるマイナンバーカード出張申請受付・サポート業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、本県が実施する「福祉施設等におけるマイナンバーカード出張申請受付・サポート業務」の委託事業者を、企画提案方式により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

1 業務概要

(1) 業務名

福祉施設等におけるマイナンバーカード出張申請受付・サポート業務

(2) 目的

令和6年12月2日に現行の健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組に移行しているところである。

マイナ保険証への円滑な移行を促進するため、県と市町村が連携し、特に市町村窓口に出向くことが困難な「福祉施設等入所者」を対象に、施設でマイナンバーカードの申請及び受取ができる「マイナンバーカード出張申請受付・サポート」（以下「出張申請受付・サポート」という。）を実施する。

これにより、マイナンバーカードの取得促進を図るとともに、マイナ保険証の制度やメリットについて丁寧に説明し、マイナ保険証への移行に係る不安の払拭を図る。

(3) 内容

「福祉施設等におけるマイナンバーカード出張申請受付・サポート業務仕様書」のとおり

(4) 委託料上限額

金 6,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 提案手続

(1) 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

① 提案事項を的確に遂行できる能力を有する者

② 法人及びその代表者が、次の事項に該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法

(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産の申立てをし、又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者

オ 徳島県の県税(法人事業税・法人県民税等)、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者

カ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者

キ 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

a 成年被後見人又は被保佐人

b 破産者で復権を得ない者

c 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者

ク 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者

ケ 契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体(以下「コンソーシアム」という。)を結成する場合は、全ての事業者が上記①及び②を満たしていること

(2) 提案方法等

参加者は、次のとおり必要書類を提出すること。

① 提案意向表明書等の提出

ア 提案意向表明書(様式第 1 号) 1 部

イ 登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 1 部

② 企画提案書等の提出

ア 企画提案書(様式第 2 号)及び提案内容を説明する資料(任意様式:A4 版両面 10 枚又は片面 20 枚以内) 4 部

イ 見積書(任意様式) 1 部

ウ 会社概要及び事業実績(任意様式:既存のパンフレット等でも可) 4 部

エ 共同事業体結成届(様式第 3 号) 1 部 ※コンソーシアムの場合のみ

※ ②のア～エは、紙媒体とともに、電子媒体も併せて提出すること。

※ 提案意向表明書等を提出していない者は、企画提案書の提出はできない。

(3) 提出方法

紙媒体は持参又は郵送により、電子媒体は電子メール等により、「3 提出期限及びスケジュール」に記載の提出期限までに「9 提出先及び問合せ先」へ提出すること。

郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

また、電子メールの容量が 20 メガバイトを超える場合は、提出前に「9 提出先及び問合せ先」に連絡すること。

(4) 提出に関する留意点

① 参加者は、企画提案書の提出をもって本要領及び仕様書の記載内容に同意したものととする。

② 企画提案書は 1 者につき 1 提案とする。

- ③ 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を依頼することがある。
- ④ 提出された企画提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。
- ⑤ 提出された企画提案書等は、県における使用に限り、必要に応じて複写することがある。
- ⑥ 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- ⑦ 企画提案に要する全ての費用は応募者の負担とする。
- ⑧ 提出書類が次のいずれかに該当する場合には、原則として、当該書類を無効とする。
- ア 提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
 - イ 虚偽の内容が記載されている場合
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - エ 本要項及び仕様書に示した提案に関する要件に適合しない場合
- ⑨ この業務により知り得た秘密は、他人に漏らさないこと。

3 提出期限及びスケジュール

内 容	日 時 ・ 期 間
募集開始	令和 7 年 4 月 18 日（金）
質問受付	令和 7 年 4 月 18 日（金） から 令和 7 年 5 月 2 日（金） 午後 5 時まで
①提案意向表明書等 提出期限	令和 7 年 5 月 9 日（金） 午後 5 時必着
②企画提案書等 提出期限	令和 7 年 5 月 16 日（金） 午後 5 時必着
審査結果、選定事業者の決定	令和 7 年 6 月上旬（予定）
契約締結	令和 7 年 6 月中旬（予定）

4 質問の受付

（１） 質問方法

質問票（様式第 4 号）に記入の上、「**9 提出先及び問合せ先**」あてに電子メールで提出すること。面談、電話又は FAX での質問は一切受け付けない。電子メールの件名は「福祉施設等におけるマイナンバーカード出張申請受付・サポート業務プロポーザルに関する質問」とすること。

なお、コンソーシアムを結成して参加する場合は、代表幹事事業者からの質問のみを受け付ける。

（２） 受付期間

令和 7 年 4 月 18 日（金）から同年 5 月 2 日（金） 午後 5 時まで

※ 期限後の質問は、一切受け付けない。

（３） 回答方法

令和 7 年 5 月 7 日（水）までに、質問者及び回答日時点で提案意向表明書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答する。

また、県のホームページ上に当該回答内容を公表する。

(4) 留意事項

他の参加者に関する質問には一切応じない。

5 参加辞退

提案意向表明書提出後に企画提案の参加を辞退する場合は、辞退届（様式第5号）を持参又は郵送により、令和7年5月16日（金）午後5時までに提出すること。

6 委託事業者の選定及び採択

(1) 選定方法

外部委員を含めた選定委員会により、委託事業者を選定する。

評価は書類審査により行うが、必要に応じてプレゼンテーション及びヒアリングを実施することがある。プレゼンテーション及びヒアリングを実施する場合は、参加者に対し、県から別途通知する。また、評価に際し、参加者に対して追加資料の提出等を求める場合がある。

参加者が1者のみであってもプロポーザルは成立することとし、総合的に評価して委託事業者としての適否を判断する。

(2) 評価基準

委託事業者の選定に当たっては、別紙「評価基準」のとおり評価することとする。

(3) 提案内容の確認・採択・修正

県は、委託事業者を選定した後、提案内容の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、最終的な採択の決定を行う。採否の結果は、全ての参加者に書面で通知する。

採択された提案内容については、必要に応じて契約時までには県と委託事業者との間で調整の上、修正等を行うことがある。

なお、選定の経過等に関する問合せには応じない。また、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合、委託事業者に重大な瑕疵があった場合、事業執行の意思が認められない場合、又は事業執行能力がないと認められる場合は、選定結果を取り消すことがある。

7 契約方法

(1) 委託契約の締結

契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と委託事業者が協議を行い決定する。

なお、この協議の際に企画提案の一部を変更することがあり、契約上の委託経費の額は、必ずしも提案書に記載した希望金額と一致するものではない。

また、県と委託事業者との間で契約条件が合致せず、委託契約の締結ができない場合は、次順位の交渉権者を新たな委託事業者として協議を行う。

(2) 契約の形態

県と委託事業者（コンソーシアムの場合は、代表幹事事業者）の代表者が契約を締

結することを原則とする。

(3) 契約書について

契約書は県の委託契約書様式による。

8 その他

- (1) 委託業務の進捗状況や成果について、県が主催する会議等において発表、報告していただくことがある。また、県のホームページにて公表する場合がある。
- (2) 感染症及び天災等の状況により、この公募手続を延期又は中止することがある。
- (3) 委託業務終了後、残存資産が存在する場合には、県と委託事業者が別途協議し、その取扱を決定する。

9 提出先及び問合せ先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県企画総務部情報政策課 地域社会 DX 担当
TEL : 088-621-2725
E-mail : jouhouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp